

# 令和6年度勝山市商工振興施策

令和6年4月1日作成

## 【勝山市の融資制度】

制度名	目的	融資対象者	使途 融資限度額	融資期間	融資利率	返済方法	保証料 補給金	利子 補給金	担保・ 保証人	取り扱い 金融機関
中小企業 振興対策 資金	中小企業者の自主的な経営の 合理化及び近代化を促進し、経 営の安定及び振興を図る。	商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①市内において引き続き6か月以上同一事 業を営んでいること。 ②市税を完納していること。	設備資金 3,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.30%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り	金融機 関の 定め るこ ろに よる。  *小規 模 企 業 振 興 対 策 資 金 の 場 合 は、 原 則 と し て 信 用 保 証 協 会 の 保 証 を 付 す る。 ま た、 保 証 人 は 原 則 と し て 法 人 の 代 表 者 の み。	福井銀行  北陸銀行  福邦銀行  越前信用 金庫
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%					
			運転資金 1,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.30%					
				5年超7年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%					
			設備・運転併用 3,000万円 ※運転資金は 1,000万円以内	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.30%					
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%					
小規模 企業振興 対策資金	国が定める小規模零細企業保 証制度に準じて、小規模企業者 に事業資金を融資することによ り、経営の安定及び振興に寄 与することを目的とする。	商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①従業員数20人以下(商業またはサー ビス業の方は5人以下) ②市内において引き続き6か月以上同一事 業を営んでいること。 ③市税を完納していること。	設備資金 1,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)	年1.30%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り	の市内に ある 各支店	
				7年以内 (据置期間6か月以内)						
				7年以内 (据置期間6か月以内)						
				7年以内 (据置期間6か月以内)						
※ただし、県信用保証協会の保証残高が2,000万円の範囲内										
新規開業 資金	小規模企業を新たに営もうと する者に必要な資金の融資を 行うことにより、新規企業者の 育成を図る。	新たに小規模企業を営む下記の条件を満た す企業者 ①自己資金のみでの新規開業が困難と認め られる人 ②市税を完納していること。	設備資金 1,500万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り		
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%					
			運転資金 1,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%					
				5年超7年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%					
			設備・運転併用 2,000万円 ※運転資金は 1,000万円以内	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%					
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%					

## 【利子補給金】

制度名	目的	概要	補助対象者	補助対象及び補助金の額	備考
中小企業振興 対策資金等 利子補給金	融資を受けた市内の企業者に対 してその金利負担を軽減する。	勝山市中小企業振興対策資金、勝山市小規模企業振興対策資 金、勝山市新規開業資金、勝山市公害防止施設等整備資金お よび小規模事業者経営改善資金(マル経融資)のいずれかの 融資を受けた企業者に対し、その利子補給金を交付します。	市内の中小企業者 ※1企業1件の融資を対象 ※市税を完納していること ※契約に基づき元金及び金利の返 済を行っていること	融資利率の1/2相当額 (各年度上限10万円) ※補給期間は当初の3年以内 ※最低自己負担額:利率の変動 によらず0.1%相当額以上は、 必ず負担することとする。	補給金の申請時には、 利子の支払を証明する金 融機関の証明書等の添付 が必要。

※裏面に「勝山市の補助制度」があります。

融資のお申し込みは取扱金融機関へご相談ください。また、融資利率は変動することがあります。